

居宅介護支援契約書

(利用者)

(支援事業者) おうよう園介護相談センター

支援事業者は、利用者又はその家族に対して重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は、居宅介護支援サービスの提供の開始について同意し、本契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

- 事業者は、利用者に対し、介護保険法令、重要事項説明書及び本契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう担当する介護支援専門員によって、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- 居宅介護支援サービスについては、介護保険制度によって、事業者に対して全額の給付がなされますので、原則として利用料の自己負担はありません。但し、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

第2条 (契約期間)

- この契約の有効期間は、居宅契約締結日である、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了に以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定満了日をもって本契約期間の満了日とします。
- 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (担当介護支援専門員)

- 事業者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 事業者が、担当する介護支援専門員を選任または変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行います。事業者側の事情により担当する介護支援専門員を変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 事業者は、介護支援専門員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、料金等の情報を適正に契約者に対して提供して、提供者にサービスの選択を求めるものとします。
- 介護支援専門員は、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

第4条 (居宅サービス計画の作成とその変更)

- 1 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 2 介護支援専門員は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の原案に基づき、サービス利用票を作成し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等を利用者又はその家族に説明します。利用者は、同意した場合には、サービス利用票に署名押印します。
- 3 利用者はいつでも居宅介護サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第5条 (施設入所への支援)

- 1 事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、必要に応じて利用者に介護保険施設等を紹介するなど適切な措置を講じます。

第6条 (利用者負担金の変更等)

- 1 利用者負担金のうち関係法令に定められたものにつき、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の利用者負担金が適用されます。
- 2 事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができます。この場合、事業者は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るものとします。

第7条 (契約期間の例外と更新拒絶の方法)

- 1 契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 契約を更新拒絶する場合、利用者は、事業者に対し、本契約終了日の1ヶ月前までに文書又は口頭にて通知します。
- 3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

第8条 (利用者の解約権)

- 1 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。

第9条 (利用者からの解除権)

- 1 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援サービスを提供しない場合。
 - 二 事業者が、守秘義務に違反した場合。
 - 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第10条 (事業者からの解除権)

- 1 事業者は、居宅介護支援サービスの目的が達成できない等やむを得ない事情がある場合、1ヶ月以上の予告期間をつけて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 利用者又はその家族などが、事業者又はその従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合等信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合、支援事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、1項・2項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

第11条 (契約の終了)

- 1 次の各項のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。
 - 一 利用者が死亡した場合。
 - 二 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
 - 三 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。
 - 四 契約期間が満了し更新が拒絶された場合
 - 五 本契約に基づき適法に解約・解除された場合

第12条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

第13条 (秘密保持・個人情報の利用)

- 1 事業者及び介護支援専門員又は従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、介護支援専門員又は従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- 4 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。

第14条 (苦情処理)

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

4 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

電話番号 0172-36-2074 (受付時間 月～金曜日 9時から17時30分但し、1月1日～1月3日を除く)

担当 相馬 恵利子

第15条 (サービス内容等の記録作成・保存)

- 1 事業者は、介護保険法令の規定に従って、記録を作成・保存します。
- 2 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求められます。
ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第16条 (善管注意義務)

- 1 事業者は、利用者より委託された業務を行なうにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者に注意を持ってその業務を遂行します。

第17条 (契約外条項)

- 1 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び支援事業者の協議により定めます。

上記の契約を証する為、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

担当介護支援専門員	電話 0172-36-2074
緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 電話 (携帯電話)

(支援事業者) 〒036 - 8232 青森県弘前市城南5丁目13-15 電話 (0172)36-2074 FAX (0172)36-2686 社会福祉法人 弘前わかば会 理事長 三上貴生 印	(利用者) 〒 - ご住所 電話 お名前 印
--	------------------------------------